お客様各位

「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」から 「新型コロナウイルス及び大雨被害に関する特別金融相談窓口」への変更について

このたびの大雨により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当金庫では、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用されました当金庫営業地区の被災者の皆様に対しまして、下記のとおり「特別金融相談窓口」を設置し、各種金融上の措置のほか事業者様向けご融資及び個人向けご融資についてご相談を承っております。

記

- 1. 設置期間 令和2年7月30日より当分の間
- 2. 相談窓口 各営業店において
- 3. 時 間 平日09:00 ~ 15:00
- 4.「個人向け災害復旧ローン」の取扱

令和2年8月3日 ~ 12月31日

以上

※金融上の措置

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3)事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。 また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除についても同様に配慮すること。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- (7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限に する等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を 受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (9)「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- (10) 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いとすること。

お近くの営業店窓口または営業推進部までお問い合わせください。 本件に関するお問い合わせ先 TEL: 0233-22-4222

